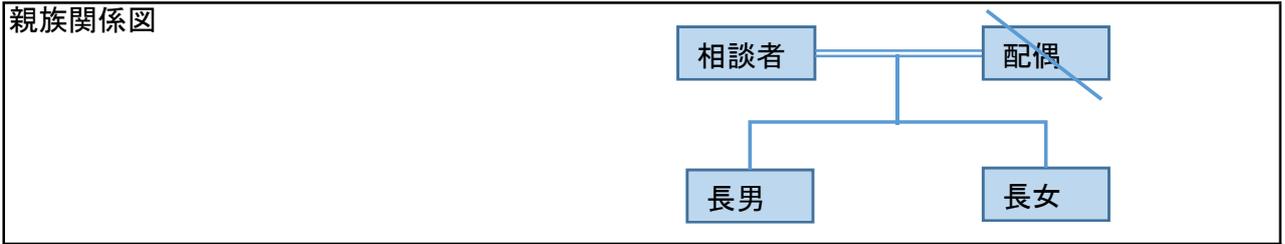


【基本事例】「いざとなったら居宅売却」型信託

事例

親族関係図



基本的事項およびスキーム図

1	信託目的	①洋造さんが窮したら居宅を売って介護費用に充てる ②財産を円満に次の世代に承継すること
2	信託行為	
3	信託財産	洋造さんの居宅と管理用の金銭(居宅を売却して得た金銭も信託財産に組み入れる)
4	当事者等	
	委託者	太平洋造さん(妻はすでに他界している)
	受託者	太平一郎さん(洋造さんの長男)
	受益者	太平洋造さん
	受益者代理人	金光みすずさん(洋造さんの長女)
5	信託期間・信託の終了事由	
6	スキーム図	<pre> graph LR A[太平洋造さん 委託] --> B[太平一郎さん 受託] B --> C[受益 太平洋造さん] B --> D[金光みすずさん 後継受託者、受益者代理] </pre>

本公証人は、家族信託契約の委託者である太平洋造さん（以下「太平洋造さん」または単に「委託者」という。）と受託者である太平一郎さん（太平洋造さんの長男、以下「太平一郎さん」または単に「受託者」という。）の依頼を受けて、双方の述べる契約の内容を聞き、その趣旨を書き取って、この証書を作成する。

第1条（信託の締結）

委託者である太平洋造さんは、第3条の信託財産目録に記載する自宅建物及び土地と金融資産を信託財産として、その管理及び処分することを受託者の太平一郎さんに託し、受託者はこれを引き受けました。

第2条（信託の目的）

- 1 委託者が一定の生活水準を維持したまま、老後を安心して暮らせるようにすること。
- 2 委託者の居宅を適切な時期に換価処分すること。委託者は、老後の暮らしの費用について、重い病気にかかったり要介護の状態となれば家計の負担が増すことを憂慮しています。さらに、自宅があることがかえって相続紛争の原因になることを避けたいと強く願っていることが、自宅を処分する理由です。
- 3 前項の換価金を、委託者の療養看護を受ける際の費用等にあてること。
- 4 この信託により、委託者の財産を無理なく次の世代に承継させること。

第3条（信託財産）

- 1 信託財産にする委託者の財産は以下の通りであり、受託者はこれを管理及び処分し、その他信託目的を達成するために必要な一切の行為をします。
 - ① 後記「信託財産目録」第1に記した、委託者が現在住んでいる家屋とその敷地（以下「信託不動産」または単に「自宅」という。）
 - ② 後記「信託財産目録」第2に記した信託不動産を換価したときに得られる金銭（以下「不動産売却資産」という。）
 - ③ 後記「信託財産目録」第3に記した、委託者の金融資産
- 2 この信託の委託者は、受託者の了承を得て、新たに金銭を追加信託することができます。（以下、この項の金銭に前項第②号、③号の資産を加えた金銭を「信託金融資産」という。）

第4条（委託者）

委託者（但しその成年後見人等は除く。以下同じ）は以下の通りです。

委託者	住所	〇〇県〇〇市・・・・
	氏名	太平洋造
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日生
	職業	無職

第5条（受託者）

- 1 受託者は、以下の通りです。

受託者	住所	〇〇県〇〇市・・・・
	氏名	太平一郎
	生年月日	昭和〇〇年・・・・
	職業	主夫
- 2 太平一郎さんが死亡するなど信託法第56条第1項各号に掲げる事由により受託者の任務を続けられなくなった時には、以下の太平洋造さんの長女を後継受託者に指名します（以降、太平一郎さん及び後継受託者のことを「受託者」といいます。）。

後継受託者	住所	〇〇県〇〇市・・・・
	氏名	金光みずず
	生年月日	昭和〇〇年・・・・
	職業	主婦

第6条（受益者及び受益権）

- 1 この信託の受益者は、太平洋造さんです（太平洋造さんは委託者であると同時に当初受益者となります。）。
- 2 太平洋造さんが取得する受益権は、他人に売ったり貸したり、質入れすることはできません。

第7条（信託の期間）

この信託の期間は、太平洋造さんが死亡するときまでとします。

第8条（信託給付の内容）

- 1 受託者は、受益者に信託不動産を生活の本拠地として今までと同様に使用してもらいます。
- 2 受託者は、信託財産の中から受益者の生活費等として毎月、一定の金額を給付します。
- 3 受託者は、受益者が病気や介護等で長期の入院または恒常的に介護施設等に入手することになった場合には、適切な治療と良好な介護を受けられるよう適宜な額を給付し、病院、施設等に支払います。
- 4 受託者は、受益者が車いすを使うなどバリアフリー環境が必要になったときには、受益者または受益者代理人と協議して、住宅改修などのために適宜の金銭を使うことができます。

第9条（登記及び信託の公示）

- 1 受託者は、この信託契約の主旨に従い、善良な管理者の注意義務をもって信託財産の管理や処分をする義務があります。
- 2 受託者は、信託不動産について、本信託に基づく所有権移転及び信託の登録手続きを行い信託財産になった旨を公示します。この場合の登録免許税及び登記手続きに係る一切の費用は、信託財産から負担します。
- 3 信託金融資産については、委託者及び受託者において事前に換金しておきます。
- 4 受託者は、換金した金銭を受託者名の入った通帳で管理するなど事実上の名義変更行い、または信託口座を新規開設するなどして、自己の財産とは分別して管理していきま
- 5 信託金融資産の管理運用については、長期にわたり受益者の生活を守ることが主たる目的ですから、元本が保証された預貯金等として管理し、投機的な運用はしないものとし
- 6 受託者は、信託事務を遂行するために必要がある場合は、専門知識を有する第三者（以下「信託事務遂行者」という）に一部の事務を委託することができる。

第10条（信託宅不動産の管理及び処分等）

- 1 受託者は、受益者が自宅で生活することが困難になった時には、受益者または受益代理人がいる場合には受益代理人に、自宅を売却し金銭に換えることを説明し、信託不動産を売却することができます。
- 2 受託者は、信託不動産売却のため建物を解体し土地を更地に戻す必要がある場合、建物解体を指示することができる。
- 3 受託者は、信託不動産の売却においては、建物解体を含むすべての事務を信託事務代行者に委託することができます。
- 4 信託不動産売却で得られた金銭は、租税公課、売却手数料、その他登記、建物解体等に要した一切の費用を控除したのち、すべて信託金融資産に組み入れます。

第11条（受益者代理人）

- 1 この信託の期間中に太平洋造さんが日常の物ごとの理解が難しくなり、また意思表示で混乱するようになってきた場合、または委託者自身が要請したときには、受益者代理人に前記金光みすずさんが就任します。（金光みすずさんは、第5条第2項の後継受託者で
- 2 受益者代理人は、受益者の生活ぶりを見守り、その要望をくみ取り受託者に伝えるほか、受益者の権利を守るため信託法第139条第1項に規定する一切の行為をすることができます。
- 3 金光みすずさんが受託者に就任した場合、または信託法第141条第1項に記す事由により受益者代理人を務められなくなったときには、後継の受益者代理人は指名しません。

第12条（信託の計算及び受益者等への報告事項等）

- 1 受託者は、毎年12月末日の信託財産の内容を受益者または受益者代理人に報告します。また、受益者または受益者代理人に報告を求められたときには、速やかに求められた事項を報告しなければなりません。
- 2 この信託を管理及び処分するために必要な経費は、信託財産から支払います。

第13条（信託の終了）

- この信託は、次の場合に終了します。
- (1) 第7条に書いたことが起きたとき
 - (2) その他信託法が定めた信託終了事由（第163条各号）が発生したとき

第14条（清算手順及び残余信託財産の引渡し）

- 1 清算委託者として、信託終了時の受託者を指定します。清算受託者は、この契約書の規定と信託法令に基づいて清算事務を行わなければなりません。
- 2 この信託が第13条第(1)の事由により終了したとき、帰属権利者への給付は、次の手順によります。
 - (1) 清算受託者は、残余信託金融資産から信託財産引渡しなどに要した費用などを差し引き、その残額全部を次条記載の帰属権利者に等分に帰属させます。
 - (2) 清算受託者は、信託不動産が換価されずに残っているときには、あらためて換価処分を行います。8か月たっても換価できない場合は、現状有姿のまま帰属権利者に引き渡し所有権移転の登記を行います（持ち分各2分の1）。登記費用などは帰属権利者が負担します。
- 3 清算受託者が行うべき事務は、必要な場合は信託事務代行者に委任することができます。
- 4 この信託が第13条第(2)の事由により信託当事者たちが予期しない形で終了したときは、残余財産は委託者に帰属します。

第15条（帰属権利者）

- 1 この信託が第13条第(1)の事由により終了したときの帰属権利者は太平一郎さん及び金光みすずさんです。
- 2 前項と同様の理由で信託が終了したときに帰属権利者が死亡していたときは、その者の法定相続人にその者が受け取るべきであった財産を帰属させます。

第16条（信託の変更）

- 1 この信託の規定は、受益者の権利を剥奪または制限しない限り、受益者または受益代理人と受託者との書面による合意により、変更、修正または補足することができます。
- 2 この信託契約書に定めのない事項は、信託法その他の法令に従って判断します。

第17条（管轄裁判所）

この契約書の内容について争いが生じた場合には、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（信託報酬等）

受託者と受益代理人への報酬は、支給しません。